

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申案（諮問（情）第519号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、次の部分を開示すべきである。

- 1 伝統的建造物候補建物の破損状況
- 2 策定中の鞆町伝統的建造物群保存地区に係る保存計画案の表紙、目次及び付図－1
- 3 平成19年5月に調査した伝統的建造物（追加候補）に係る結果の表題、表の項目名及び項目内容（個人情報、伝統的建造物の候補に係る判断並びに既に開示された「福山市伝統的建造物群保存地区」の図及び他の情報と照合することにより建物を特定することができる情報は除く。）
- 4 鞆町伝統的建造物群保存対策調査委員会委員に任命された者の情報

また、福山市が平成20年3月31日に鞆町伝建地区を都市計画決定したことに関する都市計画法及び文化財保護法に規定する手続において、広島県知事の意見照会に対する実施機関の回答に係る文書について対象文書と特定した上で、改めて開示可否の判断をすべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成21年10月1日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「世界遺産に関する書類・協議文書等一式 福山市鞆に関するもの 伝建及び重文等に関わるものを含む」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象となる行政文書として、別表に掲げる文書を特定の上、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年11月30日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年12月3日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張趣旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全ての開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書（平成22年6月29日付け）及び文書による意見照会に対する回答（平成23年10月10日付け）で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

鞆地区の伝統的建造物の傷みが進み、どんどん朽ちていき、取り壊され、歴史的・文化的景観が損なわれていく現状を憂慮し、なんとしても歴史的・文化的景観を守りたいと思っている。

この鞆の伝統的建造物群に対して行政がどのような政策をつくり、制度化していくのかは密室ですべきものではない。全ての人に情報を公開した上で、公開の場で協議して合意形成をしていくことにより、住民の自主的な参加が見込め、まちづくりの継続性が望める。

私は、住民とともにまちづくりを考え、世界遺産や重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という。）認定を受けることによって、より誇りや希望の持てるまち、活力にあふれるまちにするために、2009年10月1日付けで、「世界遺産に関する書類・協議文書一式 福山市鞆に関するもの 伝建及び重文等に関わるものを含む」の情報公開請求をした。

情報公開法制度の目的は、国民主権の理念にのっとり、行政文書・法人文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関・独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府・独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることにある。条例もその趣旨にのっとり制定されたものである。

本件処分は、情報公開制度の目的である市民への説明責任を全うすることなく行政の都合だけで重要な部分を開示していないのは明らかであり、その理由を次に述べる。

開示されたものを精査してみると、不開示の部分は、以下の内容であると推測される。

- 1 文化庁の考え方
- 2 重伝建地区指定に向けてその保存地区の範囲について
- 3 保存計画（補助事業など）について
- 4 それぞれの協議の内容

福山市が重伝建地区選定に向けた取り組みをする上で1～4はいずれも核となる情報である。何を議題にしたかについてさえ墨塗りの部分もある。

文化庁の基本的考えについてまで不開示であったので、私が、直接文化庁に「不開示にする必要があるのか」と問い合わせたところ、文化庁は「その必要はない」との見解を示した。その後、「文化庁として基本的考えを詳しく説明しましょう」との申出があったので、文化庁まで出向き、鞆の伝統的建造物群などについて文化庁の建造物担当主任文化財調査官らと意見交換をし、次のことが判明した。

鞆町伝統的建造物群保存地区（以下、「鞆町伝建地区」という。）の範囲については、

2001年5月文化庁と協議し、保存地区の範囲の答申、2002年3月保存計画の答申があり、その後埋立架橋事業の見通しが立たなくなり補助事業を凍結した。補助事業を再開したのは2007年7月である。福山市は鞆町伝建地区に指定したところを国の重伝建地区に指定してもらうために作業をしてきているようである。文化庁に対して、2009年2月に資料集積した報告書を提出したが、鞆の町並みについて分析評価した学術資料が出ていないので助言できる段階ではないとのことであった。

保存地区範囲についての文化庁の見解は、福山市において保存地区の範囲は、2002年3月28日の第6回福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会で8.6haと決められたが、それで過不足はないのか、それとも道越南地区・寺町筋・安国寺、それ以外までの拡大した地域範囲にしないといけないのかなど学術的資料を提出し、保存地区範囲を示さないと判断できないとのことであった。

福山市は文化庁に対して、重伝建地区選定の分析評価を提出しないで強引に鞆町伝建地区である8.6haを重伝建地区に選定させようとしたようにも考えられる。2007年に作成された福山市の重伝建地区選定スケジュールによると2008年6月には保存計画が告示され、同年9月には重伝建地区申出書類の審議が始まるようになっている。補助事業再開から2年半も経過しているのに、その基礎である分析評価した学術的な報告書の提出がまだないのは完全に行政の不手際である。この行政の不手際や埋立架橋事業推進の支障となるため恣意的に範囲を狭めた保存地区の選定が明らかになることを防ぎたいために不開示としたのであるならば、大変問題のあることである。

福山市が重伝建地区選定基準に沿って保存地区を決定することは当たり前のことである。この選定基準に沿って保存地区を決めていくのであるならば隠す必要は何もない。それを公にしないということは、国の決めている選定基準を無視して保存地区を決めようとしているから市民に答えられないのだろうか。不開示であることによって、福山市に大きな不信感を抱かずにはおられない。もし、そうではなく選定基準に沿って協議しているならば、開示すべきである。審議や協議過程を明らかにすることによって、重伝建地区指定に必要な住民合意は得られ、不要な混乱も避けられる。

全国の重伝建地区を見てみると行政だけで決めたものではなく、選定の過程から情報を透明にし、公開の場で協議し、市民の協力を得ながら成し遂げている。まちづくりは行政だけがするものではなく市民の主体的な働きかけがあり初めて継続性のあるまちづくりが実現する。福山市の重伝建地区選定への取り組みをいち早く知ることによって、住民の中には空家バンクや街角コミュニティなど、重伝建地区選定に向けてがんばって活動をされている方も多数出てきている。情報は市民のものであり、行政には市民への説明責任がある。

広島県教育委員会は福山市と同調するのではなく、文化行政を指導していく立場と考える。本件処分についても、以上述べた理由により、行政側の都合による身勝手に住民に必要な情報を開示していないとしか思われぬ。そのことによって、国民の財産である、歴史的文化的な景観をなす伝統的建造物が損なわれるおそれがある。

なお、国においても国民の知る権利を保障し、より充実した国民参加を目指すため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律をはじめとする情報公開制度を見直すことを検討すべきではないかとして、行政透明化検討チームが発足した。

行政透明化検討チームでは、国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報を不開示情報とする旨の規定を削除する方向の提案があり、当該提案に対しては、ほぼ異論は見られなかったとある。

部分開示決定を受けたのちに、平成 22 年 7 月 29 日付で、県教育委員会より、一部分開示を受けたことについて、一部分開示を受けた内容は、平成 22 年 1 月 18 日文化庁でお話いただいた内容以上のものではなかった。

私が文化庁からこれらの方針などを聞き、意見交換したことを一部の鞆の住民の方にお知らせすることによって、情報が一部分開示されるまでの非開示の期間においても、事務又は事業の適正な遂行が阻まれることは私の知る限りなかった。

私もこの情報を聞かれた方々も重伝建地区選定を進める市の取り組みに対して、応援をしてきた。

また、文化庁の指導を受けて、補完調査をはじめた市の取り組みに対して反対する人も知らない。

1 日も早く、本件処分を取り消し、県民の知る権利を保障し、情報を開示することを強く求める。

第 4 実施機関の説明要旨

1 理由説明書（平成 22 年 4 月 14 日付け）における説明

理由説明書において、実施機関が説明している内容は、次のとおりである。

(1) 本件各対象文書について

本件各対象文書の作成時期、標題等及び内容は、それぞれ別表の「作成時期」、「標題等」及び「内容」の各欄のとおりである。

そのうち不開示としたのは、次のとおりである。

ア 重伝建地区の選定についての関係者間のやり取りに関する情報が記録されている部分（文書 3、文書 4、文書 5、文書 6、文書 7 及び文書 10）

イ 福山市伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画についての関係者間のやり取りに関する情報が記録されている部分及び当該保存計画の原案（文書 5、文書 6、文書 7、文書 8 及び文書 9）

ウ 条例第 10 条第 2 号の「個人に関する情報……であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」が記録されている部分（文書 1 及び文書 2）

(2) 不開示とした理由について

ア 重伝建地区の選定についての関係者間のやり取りに関する情報が記録されている部分

福山市は、鞆町の8.6ヘクタールのエリアを、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条の規定によって、伝統的建造物群保存地区として決定しているところ、このエリアを、同法第144条の規定によって、文部科学大臣から、重伝建地区の選定を受けるべく、当委員会を経由機関としながら、文化庁との協議を続けている。

この点についての文化庁の現時点における見解とこれに対する福山市教育委員会の現時点における検討状況は、きちんとした形で公表されたことはなく、この点についての関係者間のやり取りを公にすることとなれば、福山市における文化財保護に係る「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

したがって、そうした関係者間のやり取りに関する情報が記録されている部分は、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

イ 福山市伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画についての関係者間のやり取りに関する情報が記録されている部分及び当該保存計画の原案

福山市教育委員会は、前記アのエリアについて、福山市伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めようとしている。こうした保存計画は、福山市教育委員会が独自に定めることができるものであるが、前記アで述べたような協議が進められていることとの絡みで、同委員会は、この保存計画についても、文化庁及び当委員会に協議しながら、その作業を行っている。

この保存計画は、福山市教育委員会の企画立案過程の真ただ中にあるということができ、その内容を公にすることとなれば、保存計画制定に係る「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

したがって、この保存計画についての関係者間のやり取りが記録されている部分やこの保存計画の原案そのものは、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

ウ 条例第10条第2号の「個人に関する情報……であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」が記録されている部分

(ア) 文書3には、平成19年度、広島県教育委員会事務局生涯学習部文化課に在籍した職員の職員番号が記載されているほか、伝統的建造物候補建物（以下「候補建物」という。）の所有者の氏名や当該建物の破損状況が記載されている。

(イ) 文書4には、候補建物の所有者の氏名や当該建物の破損状況が記載されている。

(ウ) これらの情報を不開示とすることは、同号の趣旨に照らして当然のことと考えられる。

以上のとおりであるから、本件処分には、何ら違法・不当な点はなく、本件異議申立てには、理由がない。

2 文書による意見照会に対する回答（平成 23 年 8 月 31 日付け回答）及び口頭による意見陳述（平成 23 年 9 月 28 日実施）における説明

文書による意見照会に対する回答及び口頭による意見陳述において、実施機関が不開示とした理由について説明した内容は、次のとおりである。

（1）重伝建地区の選定についての関係者間のやり取りに関する情報が記載されている部分について

福山市教育委員会は、福山市が平成 20 年 3 月 31 日付けで都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条及び文化財保護法第 143 条の規定による伝統的建造物群保存地区に都市計画決定した鞆町伝建地区 8.6 ヘクタールが、文化財保護法第 144 条の規定による重伝建地区に選定されるよう、当教育委員会を經由機関としながら、文化庁との協議を続けている。

この協議の過程で、文化庁から、鞆町伝建地区を決定するため福山市教育委員会が行ってきた調査の報告書について、「社寺の調査がない」「町並みの群・面としての価値付け、まとめがない」等の指摘が示された。

この文化庁の指摘を受けて、福山市教育委員会は、有識者などで構成する福山市鞆町伝統的建造物群保存対策調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、調査委員会の助言を得ながら、鞆町伝建地区が重伝建地区に選定される妥当性を再検証するため、これまでの調査で不足している事項を中心に補完調査を行っているところであるが、上述の文化庁の指摘については、きちんとした形で公表されたことはなかった。

妥当性を客観的に判断する資料が未整備で調査・協議が進行中である現段階において、文化庁の指摘とこれに伴う関係者間のやり取りを公にすることとなれば、市民に鞆町伝建地区は重伝建地区に選定されないとの誤解や混乱が生じ、所有者が重伝建地区を形成する家屋等を解体してしまう等、重伝建地区に選定されるための事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、都市計画決定以前の一時期、一部の市民から鞆町伝建地区の範囲の拡大を求める意見が出るなど、重伝建地区選定については、市民の関心も高く、上述の文化庁の指摘を始めとする不開示部分が公表されると、調査委員会や福山市伝統的建造物群保存審議会等に対し、市民から一方的な意見や根拠の不明瞭な抗議が寄せられた結果、補完調査に係る公正かつ能率的な事務の遂行が妨げられたり、その調査結果に基づく議論において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断した。

（2）福山市伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画についての関係者間のやり取りに関する情報が記載されている部分及び当該保存計画の原案について

鞆町伝建地区に係る保存計画（以下「鞆町伝建地区保存計画」という。）は、福山市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 12 年福山市条例第 58 号）（以下「保存条例」という。）第 3 条の規定により、福山市教育委員会が制定するもので、伝

建地区の保存に関する基本計画に関する事項、伝建地区を構成する伝統的建造物その他の認定に関する事項、伝建地区内の建造物その他の保存整備計画に関する事項、同じく助成措置等に関する事項、保存に必要な施設、設備、環境の整備に関する事項を定めるものである。

福山市教育委員会は、平成20年に鞆町伝建地区保存計画案を作成し、文化庁及び当教育委員会と協議を始めようとしたが、鞆町伝建地区保存計画の内容を定める上で前提となるべき調査報告書について文化庁の指摘がなされ、見直しをせざるを得ないことになったため、鞆町伝建地区保存計画についてもその内容を確定できないことになった。

したがって、鞆町伝建地区保存計画は福山市教育委員会の企画立案過程の真ただ中にあるということができ、未だ確定していない鞆町伝建地区保存計画案を公にすることとなれば、未確定な情報により、伝統的建造物の保存・整備などについて、市民に誤解を与え、混乱が生じる。例えば、伝統的建造物である建物の助成等の基準を始め、さまざまな諸基準を案の段階で公開されてしまうと、伝統的建造物にあたる建物の所有者が補助の対象にならないとの誤った判断を下し家屋等を解体してしまう等、重伝建地区に選定されるための事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、世界遺産並びに福山市鞆町における伝統的建造物群保存地区及び重要文化財等に関する書類・協議文書等一式である。

実施機関は、別表の文書を本件対象文書と特定した上、文書1及び文書2については全部開示し、文書3から文書10までについては、条例第10条第2号に規定する「特定の個人が識別され、又は識別され得る」もの及び条例第10条第6号に規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当するとして部分開示したものである。

なお、その後、不開示とした部分の一部については、事業の進展により、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はなくなったと判断したことから、実施機関は平成22年7月29日に異議申立人に対して任意提供（開示）を行っており、審査対象としない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

当審査会の審査の過程において、福山市が平成20年3月31日に鞆町伝建地区を都市計画決定したことに関わって、都市計画法及び文化財保護法に規定する手続における広島県知事の意見照会に対する実施機関の回答に係る文書（以下「回答文書」という。）が存在することが判明した。

実施機関は、本件開示請求に当たり、異議申立人から事前に「(世界遺産推薦候補について) 県と福山市がどのように協議したのか、県がどのような役割を果たしているのか」「鞆町伝建地区についての協議のなかで、県がどのような役割を果たしているのか」を知るための請求であることを聴取し、イコモス(国際記念物遺跡会議)総会が鞆の浦の保存に関する勧告を出した平成17年10月21日を基準日として、同日以降作成された、実施機関と福山市教育委員会を当事者とする、往復文書及び協議録の類で、鞆の浦又は世界遺産に関する記載のあるものを本件対象文書として特定しており、回答文書は、世界遺産に関する記載のあるものではないこと、実施機関と福山市教育委員会を当事者とする往復文書及び協議録の類ではないこと並びに鞆町伝建地区の都市計画決定は開示請求時点で周知の事実であったことから、本件対象文書として特定しなかったと説明する。

しかし、回答文書は、福山市の鞆町伝建地区の都市計画決定に関わって、県がどのような役割を果たしているのかを示す文書であると認められることから、実施機関は、回答文書について対象文書と特定した上で、改めて開示可否の判断をすべきである。

3 不開示情報の該当性について

実施機関が全部開示とした文書1、文書2及び文書6については、審査の対象から除外し、部分開示とした文書3から文書5及び文書7から文書10までについて、以下検討する。

(1) 条例第10条第2号該当性について

条例第10条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものは、ただし書の各号(イからハ)に該当する情報を除き不開示とすることを定めたものである。

当審査会において対象文書を見分したところ、実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報は、次の情報であった。

- ア 実施機関の職員の職員番号(文書3)
- イ 候補建物の所有者の氏名(文書3、文書4)
- ウ 候補建物の破損状況(文書3、文書4)
- エ 調査委員会委員候補者の氏名、所属、職名、専門分野等(文書8)

これらの情報のうち、ア、イ及びエは、条例第10条第2号本文に規定する特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものに該当すると認められる。

ア及びイについては、同号ただし書の各号に該当すると認められないことから、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

エについては、本件処分で不開示とした調査委員会委員に任命された者の情報について、同委員が決定し、公になった後に、実施機関がその一部を任意提供しており、

エの調査委員会委員候補者の情報のうち委員に任命された者の情報は、同号ただし書イに規定する公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると考えられることから、開示すべきである。

次に、ウは、候補建物（追加分）調査に係る結果のうち破損状況を示す欄の情報であり、詳細に記載されているものではなく、この情報自体及び他の情報と照合することによっても、特定の個人を識別することはできず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、開示すべきである。

（２）条例第 10 条第 6 号該当性について

条例第 10 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。

当審査会において対象文書を見分したところ、実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報は、次のとおりであった。

区分	不開示情報	不開示情報の記載がある文書
情報 1	重伝建地区の選定及び鞆町伝建地区保存計画策定に係る関係者間のやり取り並びに策定中の鞆町伝建地区保存計画案	文書 3、文書 4、文書 5、文書 7、文書 8、文書 9、文書 10
情報 2	平成 19 年 5 月に調査した伝統的建造物（追加候補）に係る結果	文書 3、文書 4
情報 3	調査委員会委員候補者の氏名、所属、職名、専門分野等	文書 8

ア 情報 1 について

情報 1 は、福山市鞆町の伝統的町並みに関する調査研究報告書（以下「調査研究報告書」という。）を前提とした情報である。

この調査研究報告書について、文化庁から「『社寺の調査がない』、『町並みの群・面としての価値付け、まとめがない』」等の指摘を受けて、福山市教育委員会は、鞆町伝建地区が重伝建地区に選定される妥当性を再検証するため、これまでの調査に不足している事項を中心に平成 22 年度及び平成 23 年度の 2 ヶ年で補完調査を行っており、調査研究報告書は、内容が確定していない状況である。

異議申立人が「『まちづくりは行政だけがするものではなく市民の主体的な働きかけがあり始めて継続性のあるまちづくりが実現します。情報は市民のものであり、行政には市民への説明責任があります。』、『福山市の重伝建への取り組みをいち早く知ることによって、住民の中には空き家バンクや街角コミュニティなど、重伝建地区選定に向けてがんばって活動をされている方も多数出てきています。』」と主張するように、情報 1 が公にされることによって、住民との合意形成や事業に対する住民の協力を得られるという考え方も理解できる。

しかし、審査会において当該文書を見分したところ、調査・協議が進行中の情報であると実施機関が主張するとおり、重伝建地区選定や鞆町伝建地区保存計画策定に係る福山市教育委員会と関係機関との検討段階の話し合いの内容が記載されており、この情報は、住民に対してわかりやすい形で整理されたものではなかった。

このような未整理な情報がそのまま公にされることになれば、住民の正確な理解を得ることは困難であり、また、検討段階の不確定な情報であるにも関わらず、文化庁の指摘が大きくクローズアップされるなど、今後の円滑な事業の遂行に支障が生じるのではないかと危惧される。

また、対象文書に記載されている策定中の鞆町伝建地区保存計画案は、保存条例第3条の規定により、福山市教育委員会が定めることとなっており、鞆町伝建地区保存計画の策定へ向け、率直な意見の交換を行うためのいわば叩き台として作成されたものであって、初期の検討段階の情報であると言える。

このような情報を公にすることにより、伝統的建造物である建物の助成等の基準を始め、さまざまな諸基準が未確定な段階で公開されると、住民へ不正確な理解を与えることとなり、家屋の老朽化が進む中で、伝統的建造物にあたる建物の所有者が補助の対象にならないとの誤った判断を下すことによって、鞆町伝建地区を形成する家屋等が解体されるなど、重伝建地区の選定の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張もあながち否定できない。

さらに、情報1は、前提となるべき調査研究報告書の内容が確定しておらず、調査途中の段階であることを考慮すると、未成熟な情報であり、事実関係の確認が不十分な情報であると認められ、このような情報が公にされることとなれば、重伝建地区の選定や鞆町伝建地区保存計画策定に必要な関係機関の自由闊達な検討・議論が期待できなくなり、その結果として、事業の適正な遂行に著しい支障が生じることが懸念される。

情報1は、条例第10条第5号に規定する県の機関、国及び他の地方公共団体等の相互における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものに該当し、公にすることによって、率直な意見交換が損なわれ、結果として条例第10条第6号に規定する事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言える。

上記のように、異議申立人が主張する公にすることによってもたらされる利益と実施機関が主張する公にすることによって生じる支障とを比較衡量すれば、支障のほうが大きいと判断せざるを得ない。

したがって、実施機関が情報1を不開示とした決定は妥当である。

ただし、策定中の鞆町伝建地区保存計画案の表紙、目次及び付図一1は、当該保存計画の具体的内容は記載されておらず、重伝建地区の選定の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、開示すべきである。

イ 情報2について

情報2については、本件請求に対して開示した情報「伝統的建造物数（追加候補）2007.5調査」により、調査が実施されたことはすでに明らかとなっていることから、調査建物を特定することができなければ、実施機関が主張する重伝建地区の選定の事業の遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

したがって、情報2の表題、表の項目名及び項目内容（個人情報、伝統的建造物の候補に係る判断並びに既の開示された「福山市伝統的建造物群保存地区」の図及び他の情報と照合することにより建物を特定することができる情報は除く。）については、開示すべきである。

ウ 情報3について

情報3のような候補者の情報は、公にすると同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第10条第6号に該当すると考えられる。

しかし、本件処分で不開示とした調査委員会委員に任命された者の情報について、同委員が決定し、公になった後に、実施機関がその一部を任意提供しており、情報3の調査委員会委員候補者の情報のうち委員に任命された者の情報は、条例第10条第6号に該当すると認められないことから、開示すべきである。

4 その他

異議申立人が主張する、実施機関の業務に対する意見等については、本件処分の妥当性とは無関係であるため、当審査会の審査の対象としない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本答申において、「実施機関が不開示とした決定は妥当である」とした情報についても、今後、事業の進捗状況や調査委員会における審議経過等を踏まえて、適時・適切に情報提供することを期待する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

区分	作成時期	標題等	内容	開示内容
文書1	H18. 10. 10	世界遺産暫定一覧表記載資産候補の提出について(通知)	文化庁からの同じ標題の照会を受けて、広島県教育委員会が各市町教育委員会教育長に対し、「提案書の提出を検討している資産がありましたら、至急文化課まで連絡してください」旨通知したもの。 なお、福山市教育委員会からは、連絡はなされなかった。	全部開示
文書2	H19. 4. 11	世界遺産暫定一覧表記載資産候補の提出について(通知)	文化庁からの同じ標題の照会を受けて、広島県教育委員会が各市町教育委員会教育長に対し、「提案を検討されている市町がありましたら、至急文化課まで連絡してください」旨通知したもの。 なお、福山市教育委員会からは、連絡はなされなかった。	全部開示
文書3	H19. 7. 3	協議録	広島県教育委員会が福山市教育委員会から「鞆地区伝建選定に係わる説明」を受けたもの。福山市教育委員会が提出した資料が添付されている。	部分開示
文書4	H19. 7. 18	鞆町伝統的建造物群保存地区に係る文化庁の姿勢について	平成19年7月13日、文化庁、福山市教育委員会、広島県教育委員会が、標題の件で協議を行ったもの。福山市教育委員会が作成した当日の協議録及び同委員会が当日文化庁に提出資料が添付されている。	部分開示
文書5	H21. 1. 16	報告	平成21年1月16日、広島県教育委員会が福山市教育委員会と「福山市鞆地区伝統的建造物群保存地区に係る今後の対応について」協議を行ったもの。福山市教育委員会が作成した「福山市鞆町伝統的建造物群保存地区に係る保存計画」の「作成途中」の文案が添付されている。	部分開示
文書6	H21. 2. 6	報告	平成21年2月5日、文化庁、福山市教育委員会及び広島県教育委員会が、「福山市鞆町伝統的建造物群保存地区に係り」協議を行ったもの。福山市教育委員会が当日文化庁に提出した「文化庁への協議内容」が添付されている。	部分開示 (任意提供により、全部開示)
文書7	H21. 4. 7	協議録	平成21年4月7日、広島県教育委員会が福山市教育委員会と「福山市鞆町の町並み保存について」協議を行ったもの。福山市教育委員会が提出した資料が添付されている。	部分開示
文書8	H21. 7. 13	広島県教育委員会文化財課への協議	平成21年7月13日、広島県教育委員会と福山市教育委員会が、「鞆町の町並み保存対策調査」等について協議した際、福山市教育委員会が提出したもの。	部分開示
文書9	H21. 8. 11	報告	平成21年8月10日、広島県教育委員会と福山市教育委員会が、「鞆町伝建地区に係り」協議したもの。福山市教育委員会が提出した資料が添付されている。	部分開示
文書10	H21. 8. 28	協議録	平成21年8月28日、広島県教育委員会と福山市教育委員会が、「鞆町の重伝建選定に向けて」協議したもの。	部分開示

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 12. 25	・ 諮問を受けた。
22. 2. 4	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
22. 4. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 4. 19	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
22. 6. 30	・ 異議申立人から意見書を収受した。
22. 8. 2	・ 実施機関から当初の決定において不開示とした部分の一部を任意提供した旨の通知を収受した。
22. 8. 2	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
23. 4. 27 (平成 23 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 7. 27 (平成 23 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 9. 28 (平成 23 年度第 5 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
23. 9. 30	・ 異議申立人に文書で質問した。
23. 10. 11	・ 異議申立人から質問に対する回答を収受した。
23. 10. 19 (平成 23 年度第 6 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
23. 11. 16 (平成 23 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 12. 14 (平成 23 年度第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

緒 方 桂 子	広島大学大学院教授
野 崎 亜紀子	広島市立大学准教授
山 本 一 志 (部 会 長)	弁護士